

令和5年度

第1回

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会

日	時	令和5年6月15日(木)
		午後3時15分～
場	所	とくぎんとモニプラザ (徳島県青少年センター) 大会議室 (徳島市寺島町西1丁目5番地 アミコビル東館9)

徳 島 労 働 局

次 第

1 労働基準部長あいさつ

2 議題

(1) 審議日程

(2) 審議会公開

(3) 議事録記載方法

(4) 造作材特定最低賃金審議の進め方

(5) 実地視察

(6) 付帯決議

(7) 要請文

(8) その他

・ 審議会運用

令和5年度 最低賃金審議日程(案)

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	備考
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		特定最賃の 改正申出
6/15	木	第1回本審(会長及び会長代理 選任、日程調整)	第1回あり方検討小委員会(審議 方法、実地視察検討)		
未定			実地視察(県最低賃金事業場)		
					中賃目安諮問 6月30 日
7/6	木	第2回本審(日程調整、県最賃 諮問、県最賃専門部会委員推薦 公示、意見聴取の公示)		特定最賃必要性諮問、 特定最賃専門部会推薦公示	
					中賃目安答申 7月28 日、7月31日(予備)
8/3	木	第3回本審(目安答申伝達、意 見)	第1回県最賃専門部会(金額審 議)		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(金額審 議)		
8/7	月	第4回本審(県最賃答申、要旨 公示)	第3回県最賃専門部会(金額審 議、部会報告)		
未定				第1回特定最賃造作材専門部会 (必要性審議、答申)	
8/23	水	第5回本審(県最賃異議審議答 申) (特定最賃必要性答申、特定最 賃金額改正諮問、意見聴取の公 示)		第1回特定最賃合同専門部会 (必要性審議、答申、審議日程 調整)	
未定				実地視察(特定最低賃金事業 場)	
					10月1日県最賃発効(予定)
				第2～3回各特定最賃専門 部会(金額審議・答申)	
					12月21日特定最賃発効(予定)
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	
		特定最低賃金改正の意向表明 受付			

令和5年度 委員出欠一覧表

X:出席できず

委員出欠 一覧表

R5.6.15 賃金室

日付	曜	開始	段野	稲倉	撫養	端村	米澤	川口	山本	賀川	辰巳	三木	脇田	中村	天野	五島	藍原	公	労	使	本審	
7.3 月		10:00				X		X	X		X				X	X		4	2	3	9	
		13:30		X		X		X		X	X						X		3	2	4	9
		15:00		X		X		X		X	X						X		3	2	4	9
7.4 火		10:00	X	X		X	X	X			X					X	X	1	3	3	7	
		13:30	X	X		X	X	X				X					X	X	1	3	3	7
		15:00	X	X		X	X	X		X	X						X	X	1	2	3	6
7.5 水		10:00	X					X		X	X			X		X		4	2	3	9	
		13:30	X			X		X				X				X		3	3	3	9	
		15:00	X	X		X				X	X			X		X		2	3	3	8	
7.6 木		10:00		X			X			X								3	4	5	12	
		13:30				X				X							X		4	4	4	12
		15:00				X				X							X		4	4	4	12
7.7 金		10:00								X					X	X		5	4	3	12	
		13:30					X			X					X	X		4	4	3	11	
		15:00					X			X						X		4	4	4	12	
7.24 月		10:00	X													X		4	5	4	13	
		13:30	X	X						X				X		X		3	4	3	10	
		15:00	X	X										X		X		3	5	3	11	
7.25 火		10:00	X	X										X		X	X	3	5	2	10	
		13:30	X	X						X				X		X	X	3	4	2	9	
		15:00	X	X						X				X		X		3	4	3	10	
7.26 水		10:00	X							X						X		4	4	4	12	
		13:30	X							X						X		4	4	4	12	
		15:00	X							X						X		4	4	4	12	
7.27 木		10:00		X												X		4	5	4	13	
		13:30														X		5	5	4	14	
		15:00												X		X		5	5	3	13	
7.28 金		10:00					X			X					X	X		5	3	3	11	
		13:30					X			X	X				X	X		5	2	3	10	
		15:00					X			X	X				X	X		5	2	3	10	
7.31 月		10:00	X	X			X	X	X					X	X	X		2	3	2	7	
		13:30	X	X			X	X	X					X	X	X		2	3	2	7	
		15:00		X			X	X	X	X				X		X		3	2	3	8	
8.1 火		10:00	X	X				X	X							X		3	3	4	10	
		13:30	X	X												X		3	5	4	12	
		15:00	X	X						X						X		3	4	4	11	
8.2 水		10:00	X	X						X						X		3	4	4	11	
		13:30	X	X						X						X		3	4	4	11	
		15:00	X	X						X						X		3	4	4	11	

日付	曜	開始	段野	稻倉	撫養	端村	米澤	川口	山本	賀川	辰巳	三木	脇田	中村	天野	五島	藍原	公	労	使	本審
8.3	木	10:00																5	5	5	15
		13:30															X	5	5	4	14
		15:00															X	5	5	4	14
8.4	金	10:00									X				X	X		5	4	3	12
		13:30									X					X		5	4	4	13
		15:00									X					X		5	4	4	13
8.7	月	10:00										X					X	5	4	4	13
		13:30										X					X	5	4	4	13
		15:00										X					X	5	4	4	13
8.8	火	10:00	X								X	X				X		4	3	4	11
		13:30	X								X	X				X		4	3	4	11
		15:00	X								X	X				X		4	3	4	11
8.9	水	10:00	X									X				X	X	4	4	3	11
		13:30	X									X				X		4	4	4	12
		15:00	X									X				X		4	4	4	12
8.10	木	10:00								X	X					X	X	5	3	3	11
		13:30				X					X	X				X		4	3	4	11
		15:00				X					X	X		X		X		4	3	3	10
8.11	金	10:00	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1	0	0	1
		13:30	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1	0	0	1
		15:00	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1	0	0	1
8.21	月	10:00	X				X								X	X		4	4	3	11
		13:30	X				X								X	X		4	4	3	11
		15:00	X				X								X	X		4	4	3	11
8.22	火	10:00	X				X							X		X		4	4	3	11
		13:30	X				X								X			4	4	4	12
		15:00	X				X								X			4	4	4	12
8.23	水	10:00	X			X	X			X								2	4	5	11
		13:30	X				X											3	5	5	13
		15:00	X				X			X								3	4	5	12
8.24	木	10:00		X												X		4	5	4	13
		13:30		X		X										X		3	5	4	12
		15:00		X		X								X		X		3	5	3	11
8.25	金	10:00													X	X		5	5	3	13
		13:30														X		5	5	4	14
		15:00														X		5	5	4	14

地方最低賃金審議会の公開状況

※会議の傍聴及び議事内容のHP掲載状況 ○:公開 △:一部公開 ×:非公開

	令和4年度						令和3年度					
	本審			専門部会			本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
秋田	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
茨城	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
栃木	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	△	議事録	○	○	議事録	○	△	議事録	○
千葉	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
新潟	△	議事録	○	×	議事録	○	△	議事録	○	×	議事録	○
富山	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
石川	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
福井	△	議事録	○	△	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事録(一部)	○
山梨	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
長野	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
岐阜	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
三重	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
京都	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
奈良	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
山口	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○	△	議事要旨	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
佐賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
長崎	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
熊本	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大分	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
宮崎	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
鹿児島	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
	○24	議事録33	○47	○1	議事録8	○47	○22	議事録27	○47	○1	議事録7	○47
	△23	議事録(一部)14	△0	△18	議事録(一部)12	△0	△25	議事録(一部)19	△0	△17	議事録(一部)12	△0
	×0	議事要旨0	×0	×28	議事要旨27	×0	×0	議事要旨1	×0	×29	議事要旨28	×0

議事録記載方法

難読漢字のみ読みをカッコ書きする。(ホームページに使われる書式はルビに対応できていないため)

主語、述語が省略されている場合は、付け足し、意味が通る文章に修正する。

意味が不明瞭(読み方によっては意味が変わる場合)な場合には語順を整理し、明瞭にする修正を行う。ただし、主張内容が変わらないようにする。

明らかな言い間違いは訂正する。

「えーっと」などの意味のない語句、発言の文頭に使う「逆に言えば」などの口癖、意味がない語句を省略する。(例、すみません、ちょっと、いいですか、など発言を求める言葉)

方言はそのまま使用するが、意味が通じ難い場合は標準語に直す。(例、業界はせこい。→業界は苦しい。ほなけんど→そうは言っても)

【提案】

発言がうまくまとまらなかった場合は、発言の後に、発言がまとまらなかったこと、発言を整理させていただきたい旨を言うことにする。

【事務局で判断する事項】

漢字、ひらがなの選択(御、お)、送り仮名(引き上げ、引上げ)は事務局で判断する。(どちらを選んでも意味が変わらない場合)

使うポイント、字体は、10.5 ゴシック体(本文書)。(現在、12P、明朝体)

現在の12ポイントは大きいですが他の議事録では文字が小さい。

【お願い事項】

議事要旨を作成後、発言者に確認のメールを行う。連絡後、1週間で確定します。修正は1週間以内をお願いします。議事録は2週間以内に修正の連絡がなければ修正なしとします。

発言メモの原稿があれば送付ください。

実地視察事前調査内容

- 1 事業場の名称 _____
- 2 代表者職氏名 _____ 代表取締役
- 3 事業の内容（主要製品等） _____

4 労働者数（パートタイマー等を含む。役員は除く。）

	労働者数①	①のうち短時間労働者	①のうち新規採用者
男	人		
女	人		
計	人		

5 直近の賃上げ状況（定期昇給、ベースアップ） 実施時期 年 月

- (1) 月給者 平均 _____ 円、 _____ %
- (2) 日給者 平均 _____ 円、 _____ %
- (3) 時間給者 平均(月額) _____ 円、 _____ %

分かる範囲でご記入ください。

6 賃金引上げに当たっての主な考慮事項

- ①世間相場 ②会社の業績 ③労働力の確保・定着 ④物価高騰 ⑤労使交渉などの影響
⑥最低賃金の上昇、⑦その他

7 賃金水準の低い者の状況

- (1) 月給者について(手当を含む。但し時間外・休日、通勤、精皆勤、家族手当を除く。)
- ・男 _____ 円/月 (時間額 _____ 円/時間)
 - ・女 _____ 円/月 (時間額 _____ 円/時間)
- (2) 時間給者について
- ・男 1時間 _____ 円 (年齢 _____ 歳、勤続年数 _____ 年、職種 _____)
 - ・女 1時間 _____ 円 (年齢 _____ 歳、勤続年数 _____ 年、職種 _____)

8 労働力の過不足 _____ 適正・不足・余剰

9 現在の最低賃金額(時間額855円)について

- (1) 金額は、(・適正 _____ ・低い(上げるべき) _____ ・高い(上げてほしくない))
- (2) その他、最低賃金に関するご意見

実地調査項目（例）

事業場の概要	事業場名 事業の概要（主要生産品、販売品） 事業場の規模（労働者数、年間生産、売上高）
経営事情	一般的景況 当該事業場の操業状況 経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項）
労働者に関する事項	労働力の需給状況 労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹、常用と臨時・見習い・パート） 労働者の就業動機等
賃金に関する事項	賃金形態、賃金額等（労働者区分に応じた） 賃金改定（ベースアップ等状況） ア実施の有無、実施時期 イ改定状況 額 最高 円、最低 円、平均 円 率 最高 %、最低 %、平均 % ウ改定に当たっての主な考慮事項は何か ・世間相場、企業の業績、労働力の確保・定着、物価上昇、労使関係の安定、その他（ ） 業界の相場水準 初任給（中卒・高卒）
作業実態の観察	作業内容（機械、手作業の別） 特に賃金の低い労働者が従事している仕事の内容 その他総合的事項
その他視察に当たって経営者または労働者等から寄せられた要望	

令和5年1月31日

徳島労働局長
伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

令和4年度の徳島地方最低賃金の改正審議を踏まえた要望事項

本年度の徳島県最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安額を基に審議し、31円の引き上げ答申がなされ、昨年10月6日に改正発効した。

近年、最低賃金の大幅引上げが続くなか、本県中小・小規模事業者が持続的に発展できる環境整備の必要性は、公労使委員共通の認識となっており、当審議会としては、下記事項について、さらに積極的に取り組んでいただくよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金の引き上げにより扶養控除等対象労働者の収入が増加することに伴い、扶養控除等の要件を満たすため労働時間を短縮するなど、人手不足が生じることのないよう、当該要件の緩和を検討すること。
- 2 光熱費等の物価高騰を利用者に転嫁できない医療、福祉、介護等の事業者に対する支援策を検討すること。
- 3 四国の生命線である本州四国連絡道路の割高となっている海上部などの通行料金の引下げ又は通行に伴う支援策を検討すること。
- 4 「業務改善助成金」は、設備投資のみならず、物価高騰にも対応できるなど拡充すること、また設備投資の拠出自体が困難な中小・小規模事業者が利用しやすい仕組みにするとともに、手続きのさらなる簡素化について検討すること。

2023年5月17日

徳島労働局 局長 竹中 郁子 殿
地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連四国
議長

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

ご承知のとおり、昨今の物価高騰により労働者・国民の暮らしは、極めて厳しく、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者は生活できない状況に陥っています。この間、私たちは各県の労働局長に対し、物価高騰の異常事態のなかで最低賃金法第12条に基づき地方最低賃金審議会に最低賃金の「再改定」を直ちに諮問するよう要請してきましたが、電気料金も高騰するなか早急な対応が求められています。

いま日本の経済力は東南アジア以下の34位にまで転落していますが、その要因が人への投資・賃金抑制にあり、技術者や研究者の海外や海外企業への流出が言われています。同様に、賃金の地域格差は、地方の担い手が都市部に流出する大きな要因となっています。最近実施された、20歳台単身者が自立して生活するための最低生計費調査では、東京北区で時給1,664円、高知市で同1,665円と全国どこでも生活費に変わりがないことがあらためて明らかになっています。地域経済が衰退するなかで最低賃金の全国一律制度の声が強まっていますが、「中賃目安全協」は、4ランクから3ランクに改正したもののランク制度を維持することを妥当としています。また、ランク付けの指数では、肝心の消費者物価地域差指数では東京を100として徳島95.3、高知95.1、香川94.0、愛媛93.8となっていますが、所得や消費支出、給与などの指数を多く並べて最終的には香川78.1、徳島75.4、愛媛73.4、高知71.1としてランク分けをしています。所得や賃金が低いのは最賃や公務員の地域手当など格差を付けてきた結果であり、賃金が低いから消費支出も抑えられているし、購買力の低さが小売りやサービスの付加価値を下げているのであってこれらの指数は、現行の最低賃金を正当化するために並べた指数と言えます。最低賃金は法が要請する「人たるに値する」「健康で文化的な」最低限度の生活を保障するものでなければならず、私たちが行っている最低生計費調査の結果を反映させることこそが求められています。

一方で、「中賃目安全協」は、審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討し、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とし、議事録の早期公開について努めることが適当としています。地方審議会においても審議の公開がいっそう求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。

2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年度の業務改善助成金の利用状況をお聞かせください。

3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5) 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の問題点を調べ、見直しを求めること。

6) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
2. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止を阻止すること。
4. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すべきである。
5. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2023 年 6 月 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以上

労働局

労働局長 殿

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たちは「JAL 不当解雇撤回を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。JAL 不当解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決するための要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合（争議組合）に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると私たちは考えています。

すなわち「JAL 再建管財人による不当労働行為」や「争議組合を狙い撃ちにした JAL 再建計画以上の希望退職者募集」、「繰り返された ILO 勧告（166 号条約）の無視」、「JHU に対する団交拒否」、「JHU に対する不当労働行為（差別）」、「客室乗務員 6325 名、パイロット 477 名の新規採用をしながら被解雇者 165 人の職場復帰拒否、解決金拒否」などである。

JAL 日本航空当局の態度は不誠意などという生易しいものではなく解雇権の濫用であり、労働組合を敵視し、その破壊を企図したものと断じざるを得ない。

つきましては、労働行政を統括する貴職として、別紙「要請書」をご理解の上、下記事項について上申されるとともに貴職の見解を示していただきますよう要請いたします。

記

- 1、13 年目を迎えた JAL 争議について人道的見地や国際的信用失墜を防止する立場から早期解決を図るよう指導されたい。
- 2、JAL 当局の JHU 労組に対する敵視政策や不当労働行為を指弾し、根絶するよう厳しく指導されたい。
- 3、JAL 再建計画に深くかかわった国土交通省に団体交渉に応じるなど JAL 争議の早期終結に一定の役割を果たすよう要請されたい。

2023 年 6 月 日

JAL 不当解雇撤回・四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文（JA1 闘争支援四国共闘会議議長）

(別紙)

日本航空解雇争議の早期全面解決するための要請書

2010年に政府主導の下で日本航空の「破綻と再建」が進められ、同年12月31日に165名が年齢と病欠勤歴を理由に解雇されました。本解雇争議は13年目を迎えました但未だに解決していません。年齢(機長55才以上、副機長48才以上、CA53才以上)を基準としたベテラン乗務員の解雇は「空の安全」に逆行するものであり、病欠勤歴を理由とした解雇は人権・人道上に大きな問題もありました。

解雇当時、人員削減目標を達成し1586億円の営業利益を上げている中での解雇であり、翌2月には、稲盛和夫JAL会長(当時)が記者会見で「経営上は必要なかった解雇」と明言した解雇でした。また、日本航空が2011年7月に国交省に提出した「安全報告書」によれば更生計画上の人員削減目標を735名も超過達成していました。

さらに、再建後の2012年7月以降、客室乗務員の新規採用を再開し、これまで6325名が採用されています。パイロットについても477名が採用されているにもかかわらず、争議団からは1人も乗務職に戻していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めたILO166号条約にもとづくILO勧告を無視したものであり企業の社会的責任が問われています。またこの勧告を採択した国としても、整理解雇者を優先的に再雇用するように日本航空を行政指導すべきであり、政府の責任ある対応も問われています。

日本航空は昨年、解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。JAL不当解雇撤回争議団35名(うちJHU組合員32名)は、業務委託(月額12万5000円、2年契約)は「雇用に寄らない働き方」であり雇用を一方的に奪われた非解雇者にとって働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

また、日本航空は「業務委託契約」を提案する際に、JHUに対しては、社内二労組から合意の方針が出された後に提案するなど差別扱いを行いました。これは組合間差別を禁じた労組法7条3号(支配介入)に該当する不当労働行為に当たることから東京都労働委員会に救済を求めています。この日本航空の争議解決の手法は、2010年11月に解雇の過程で労働組合のストライキ投票に支配介入した「不当労働行為」が、2016年9月に最高裁で憲法28条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

JHUは、東京都労働委員会において日本航空に対しては「団交拒否」と「誠実交渉義務違反」、並びに上述の「組合間差別」について不当労働行為救済の申し立てを行い、調査が進められています。また、指導・監督の立場にある国土交通省がJAL破綻と再建にあたって深く関与してきたことから国土交通省についても“使用者性”があるとして「団体交渉拒否」の問題で同様の申し立てを行い、調査が進められています。

165名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく「人権問題」でもありません。長引く争議が職場に与える影響は計り知れません。

貴労働局におかれましては、JAL争議の早期全面解決に向けてご尽力を賜りますようお願いいたします。

2023年 6月 日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文(JAL闘争支援四国共闘会議議長)

徳島地方最低賃金審議会運用

1 最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用

同条同項のあらかじめの議決とは、専門部会において全会一致で決議した場合とする。専門部会で全会一致となった決議は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本審を開催することなく、審議会の決議として答申することができる。

2 審議の効率化

特定最低賃金審議の必要性審議を合同部会で行った後、本審を開催し、異議審議と特定最低賃金の改正諮問を行う。同様に可能であれば、審議会(専門部会)の同日審議を行い審議効率化を図る。

上記の特定最低賃金合同専門部会と異議審議を同日開催するには、特定最低賃金の必要性諮問を第2回本審において行う必要がある。第2回本審を行う前に、労働者側代表委員は特定最賃改正申出書(合意書)のとりまとめをお願いする。